

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

2023年8月号 (Vol.15)

**ドワンゴ対FC2 事件知財高裁大合議判決 (知財高判令和5年5月26日)
～実施行為の一部が日本国外で行われる場合における特許権侵害の成否～**

I. はじめに

II. 本件事件について

III. 関連事件について

IV. コメント

森・濱田松本法律事務所

弁護士 岡田 淳

TEL. 03 5220 1821

atsushi.okada@mhm-global.com

弁護士 栗原 宏季

TEL. 03 6266 8587

hiroki.kuwahara@mhm-global.com

弁護士 馬場 嵩士

TEL. 03 6266 8791

takashi.baba@mhm-global.com

I. はじめに

AI、IoT、メタバース等をはじめとするデジタル・ネットワークの発展に伴い、ネットワークを介して接続された複数のコンピュータ（例えば、サーバ、クライアント等）の組み合わせによって実施される発明も増加しています。そして、このような発明の実施は、国境をまたぐ形で行われることも多いと考えられます。すなわち、国内のユーザ向けに提供されるサービスであっても、サーバが海外に置かれているような場合には、当該ネットワーク関連発明の実施行為の一部が海外で行われていることになるため、国境をまたぐ形で発明の実施行為が行われることとなります¹。

このように実施行為の一部が海外で行われる場合に、特許法2条3項にいう「実施」に当たるかという点が、属地主義の原則との関係で議論されてきました。

属地主義の原則とは、「特許権についていえば、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するもの」（最判平成9年7月1日民集51巻6号2299頁）とされています。そして、ネットワーク関連発明の実施行為の一部が海外で行われている場合、特許発明の実施行為の全てが日本国内で行われていないため、属地主義の原則の意義を厳密に解すると、特許権侵害があったとはいえない可能性も存するところです。

今回取り扱う判決は、米国法人であるY1（被告・被控訴人）が運営するインターネット上のコメント付き動画配信サービス（被告各サービス）の用に供するサーバ（被告各サーバ）が米国に存在する場合において、被告各サーバから日本国内に存在するユーザ端末に被告各サービスに係るファイル（被告各ファイル）を配信する行為が、被告各システムの「生産」（特許法2条3項1号）に該当するかどうかが主な争点の1つとされた事案です。

¹ 「ネットワーク関連発明における国境をまたいで構成される侵害行為に対する適切な権利保護の在り方に関する調査研究報告書」（平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書）参照。

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11515255_po_2016_11.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

AI、IoT、メタバース等の発展に伴い、日本向けのサービスが国境をまたいで提供される場面は既に多数存在し、今後も同様のサービスは増加していくことが考えられます。そこで、本稿では、①知財高裁令和5年5月26日判決（以下「本判決」といい、本判決に係る事件を「本件事件」といいます。）、及び、②本判決と同様に、サーバから日本国内のユーザ端末にファイルを送信することがプログラムの「提供」（同号）に該当するかどうか争われた事件（以下「関連事件」といいます。）の判決の判示内容を検討することにより、特許権の「実施」と属地主義の原則について分析・検討します。

II. 本件事件について

1. 事案の概要

X（原告・控訴人）が、発明の名称を「コメント配信システム」とする特許第6526304号の特許（本件特許）の特許権（本件特許権）を有していたところ、Y1（被告・被控訴人）が運営する被告各サービスに係る各システム（被告各システム）は本件特許に係る発明の技術的範囲に属するものであり、Y1が、米国のサーバから日本国内のユーザ端末に向けて被告各ファイルを配信する行為が、被告各システムの「生産」（特許法2条3項1号）に該当し、Xの本件特許権を侵害すると主張し、また、日本法人であるY2はY1と実質的に一体のものとして上記の特許権侵害行為を行っているとして主張し、Y1及びY2（以下「Yら」といいます。）に対して、被告各ファイルの日本国内に存在するユーザ端末への配信の差止め、被告各サーバ用プログラムの抹消及び被告各サーバの除却を求めるとともに、特許権侵害の共同不法行為に基づく損害賠償請求の一部として1,000万円及び遅延損害金の連帯支払いを求めました。なお、Xは控訴審において、損害賠償請求額を10億円及び遅延損害金を請求する旨の訴えの変更をして、請求を拡張しました。

本件では、被告各サーバが米国に存在することから、属地主義の原則との関係において、Y1による被告各ファイルの配信行為が、本件特許に係る発明の実施行為としての「生産」に該当するかが主な争点となりました。以下では、属地主義の原則と特許法2条3項1号の「生産」該当性という争点に関する判示を検討します。

2. 第一審判決（東京地判令和4年3月24日）

第一審判決は、Y1による被告各ファイルの配信行為が発明の実施行為としての「生産」に該当するかについて、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味する属地主義の原則から、「『生産』（特許法2条3項1号）は、日本国内におけるものに限定されると解するのが相当である。したがって、上記の『生産』に当たるためには、特許発明の構成要件の全てを満たす物が、日本国内において新たに

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

作り出されることが必要であると解すべきである。」（下線は執筆者。以下同じ。）と判示しました。

その上で、第一審判決は、被告各システムの構成要素となっている被告各サーバは、いずれも米国国内に存在しており、日本国内には存在していないことを指摘し、「完成した被告システム 1 のうち日本国内の構成要素であるユーザ端末のみでは本件発明 1 の全ての構成要件を充足しないことになるから、直ちには、本件発明 1 の対象となる『物』である『コメント配信システム』が日本国内において『生産』されていると認めることができない。」と判示し、X の請求をいずれも棄却しました。

3. 控訴審判決（知財高判令和 5 年 5 月 26 日）

一方で、本判決は、属地主義の原則を厳格に解釈して「生産」該当性を否定した第一審判決を変更し、以下のとおり、Y1 による被告各ファイルの配信行為は「生産」に該当すると判断しました。

本判決は、まず、「特許権についての属地主義の原則とは、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するものであるところ（中略）、我が国の特許法においても、上記原則が妥当するものと解される。」と一般論を述べた上で、本件において、被告各ファイルが米国に存在するサーバから国内のユーザ端末へ送信され、ユーザ端末がこれらを受信することは、米国と日本にまたがって行われるものであり、新たに作り出される被告システムは米国と日本にわたって存在することから、「属地主義の原則から、本件生産 1 の 1（注：被告システムを新たに作り出す行為）が『生産』（特許法 2 条 3 項 1 号）に該当するか否かが問題となる。」と問題の所在について指摘しました。

その上で、「ネットワーク型システムにおいて、サーバが日本国外に設置されることは、現在、一般的に行われており、また、サーバがどの国に存在するかは、ネットワーク型システムの利用に当たって障害とならないことからすれば、被疑侵害物件であるネットワーク型システムを構成するサーバが国外に存在していたとしても、当該システムを構成する端末が日本国内に存在すれば、これを用いて当該システムを国内で利用することは可能であり、その利用は、特許権者が当該発明を国内で実施して得ることができる経済的利益に影響を及ぼし得るものであり」、そうすると、「ネットワーク型システムの発明について、属地主義の原則を厳格に解釈し、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在することを理由に、一律に我が国の特許法 2 条 3 項の「実施」に該当しないと解することは、サーバを国外に設置さえすれば特許を容易に回避し得ることとなり、当該システムの発明に係る特許権について十分な保護を図ることができないこととなって、妥当ではない」とし、第一審のように属地主義の原則を厳格に解釈することに対する問題点を指摘しました。

他方で、被告各システムの構成要素の一部である端末が国内に存在することを理由

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

に一律に「実施」（生産）（特許法 2 条 3 項）に該当するとした場合の弊害（特許権の過剰な保護になり経済活動に支障を生じる事態となり得ること）にも触れた上で、「生産」該当性の判断基準として、「ネットワーク型システムの発明に係る特許権を適切に保護する観点から、（中略）当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在する場合であっても、①当該行為の具体的態様、②当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割、③当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場所、④その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響等を総合考慮し、当該行為が我が国の領域内で行われたものとみることができる時は、特許法 2 条 3 項 1 号の『生産』に該当すると解するのが相当である」（下線・数字は執筆者。以下同じ。）と判示しました。

そして、当該判断基準への当てはめとして、①米国のサーバから国内のユーザ端末への各ファイルの送信と国内ユーザ端末による受信は一体として行われて被告システムが完成することからすれば上記送受信が国内で行われたものと観念できること、②国内に存在するユーザ端末は、本件発明の主要な機能を果たしていること、③コメントを利用したコミュニケーションにおける娯楽性の向上という本件発明の効果が国内で発現していること、④被告システムの国内における利用は、X が本件発明に係るシステムを国内で利用して得る経済的利益に影響を及ぼし得ることを指摘し、Y が米国のサーバから国内のユーザ端末に被告ファイルを配信する行為は、「生産」（特許法 2 条 3 項 1 号）に該当すると判断しました。

Ⅲ. 関連事件について

1. 事案の概要

発明の名称を、「表示装置、コメント表示方法、及びプログラム」とする特許第 4734471 号（関連事件特許 1）に係る特許権（関連事件特許権 1）及び特許第 4695583 号（関連事件特許 2）に係る特許権（関連事件特許権 2、関連事件特許 1 及び 2 を併せて「関連事件特許」、関連事件特許権 1 及び 2 を併せて「関連事件特許権」）を有する X（原告・控訴人）が、Y1（被告・被控訴人）が提供するインターネット上のコメント付き動画配信サービス（関連事件各サービス）に用いられている各プログラム（関連事件各プログラム）がインストールされた情報処理端末である各装置（関連事件各装置）の生産及び使用、並びに関連事件各プログラムの生産、譲渡等（譲渡、貸し渡し、電気通信回線を通じた提供）、譲渡等の申出は、関連事件特許権を侵害すると主張し、Y らに対して、当該行為の差止め及び損害賠償金の内金 1 億円及び遅延損害金の連帯支払いを求めました。

関連事件についても、関連事件各プログラムが、米国内に存在するサーバから日本国内に所在するユーザに向けて配信されていました（以下、当該配信を「本件配信」といいます。）。関連事件では、関連事件各プログラムに係る電気通信回線を通じた提

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

供について、その一部が日本国外で行われるものであることから、属地主義の原則との関係で、本件配信が「提供」（特許法2条3項1号）に当たるかという点が争われました。

なお、関連事件についても、本件事件と同様に、原審（東京地判平成30年9月19日）ではXの請求が全部棄却されましたが、これはYらが配信するプログラム（関連事件各プログラム）及び関連事件各プログラムがインストールされた情報端末（関連事件各装置）が上記各特許発明の技術的範囲に属するものではないと認定されたためであり、上記争点についての判断は行われませんでしたので、本稿では控訴審判決についてのみ検討します。

2. 判決の要旨

(1) 「提供」 該当性の判断基準

関連事件では、「ネットワークを通じて送信され得る発明につき特許権侵害が成立するために、問題となる提供行為が形式的にも全て日本国の領域内で完結することが必要であるとすると、そのような発明を実施しようとする者は、サーバ等の一部の設備を国外に移転するなどして容易に特許権侵害の責任を免れることとなってしまうところ、数多くの有用なネットワーク関連発明が存在する現代のデジタル社会において、かかる潜脱的な行為を許容することは著しく正義に反する」こと、及び、「特許発明の実施行為につき、（中略）実質的かつ全体的にみて、それが日本国の領域内で行われたと評価し得るものであれば、これに日本国の特許権の効力を及ぼしても、前記の属地主義には反しない」ことを考慮した上で、「提供」に該当するかどうかについて、「問題となる提供行為については、①当該提供が日本国の領域外で行われる部分と領域内で行われる部分とに明確かつ容易に区別できるか、②当該提供の制御が日本国の領域内で行われているか、③当該提供が日本国の領域内に所在する顧客等に向けられたものか、④当該提供によって得られる特許発明の効果が日本国の領域内において発現しているかなどの諸事情を考慮し、当該提供が実質的かつ全体的にみて、日本国の領域内で行われたものと評価し得るときは、日本国特許法にいう『提供』に該当すると解するのが相当である」と判示しました。

(2) 本件配信が「提供」に該当するかの具体的判断

関連事件では、①本件配信は、日本国の領域内に所在するユーザが被控訴人ら各サービスに係るウェブサイトにアクセスすることにより開始され、完結されるものであって、本件配信につき日本国の領域外で行われる部分とを明確かつ容易に区別することは困難であること、②本件配信の制御は、日本国の領域内に所在するユーザによって行われること、③本件配信は、動画の視聴を欲する日本国の領域内に所在するユーザに向けられたものであること、④本件配信によってはじめて、日本国の領域内に所在するユーザは、コメントを付すなどした動画を視聴することができ

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

るのであって、本件配信により得られる本件発明の効果は、日本国の領域内において発現していることといった「事情に照らすと、本件配信は、その一部に日本国の領域外で行われる部分があるとしても、これを実質的かつ全体的に考察すれば、日本国の領域内で行われたものと評価するのが相当である」として、本件配信は「提供」に当たると判断されました。

IV. コメント

1. 本件事件と関連事件について

本判決は、ネットワーク型システムに関する発明において、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在する場合であっても一律に特許法2条3項の「生産」（実施）該当性を否定せず、諸般の事情を総合考慮した上で、「当該行為が我が国の領域内で行われたものと見ることができる」かどうかを実質的に判断することを示した初めての知財高裁大合議判決である点で、意義のある判決であると考えられます。なお、本判決について、配信日時点における上告等の有無は明らかではありませんが、上告等されて最高裁が判断する場合には、その内容も注視する必要があります。

また、関連事件についても、「提供」の該当性について、同様に諸般の事情を総合考慮した上で、「当該提供が実質的かつ全体的にみて、日本国の領域内で行われたものと評価し得る」かどうかを判断する必要があるとしており、本判決と同一の方向性を示すものといえます。他方で、関連事件における「提供」該当性判断にあたり挙げられた考慮要素は一定程度具体的に示されていましたが（上記Ⅲ2.（1）参照）、本判決で挙げられている考慮要素は関連事件の考慮要素に比べて抽象的なものに留まっているといえます（上記Ⅱ3.参照）。そのため、本判決が確定した場合、あるいは、最高裁でも本判決の判示内容が維持された場合、今後の裁判例における判断の蓄積により、本判決の基準がどのように適用されていくことになるかについては注視していく必要があると考えられます。なお、関連事件については、上告等がなされており、最高裁によりどのような判断がなされるかが注目されます。

実施行為のうち、関連事件ではプログラムの発明との関係において「提供」の該当性が、本件事件ではサーバと端末装置を構成要素とするコメント配信システムの発明との関係において「生産」の該当性が認められました。この点、関連事件の控訴審判決においては、関連事件各装置の請求項との関係で「生産」や「使用」の該当性も問題とされましたが、表示装置の「生産」には、Yらによる本件配信に加えて、ユーザが関連事件各プログラムを端末装置へインストールすることが必要であり、また表示装置を「使用」する主体もユーザであるため、当該装置の請求項との関係では直接侵害は成立せず、間接侵害が成立するにとどまるとしていました。その点、本件事件の控訴審判決では、サーバと端末装置を構成要素とするシステムの請求項が問題とされ

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

たことに鑑み、「生産」の該当性を認めて直接侵害を成立させた点でも、意義がある判決であると考えられます。

上記のとおり、本件事件及び関連事件において、ネットワーク型システムに関する発明について、サーバが国外に置かれているといった理由により、実施行為の全てが日本国内で行われているとはいえない場合であっても、「実施」に当たり得ることが示されています。ネットワーク型システムを利用している事業者としては、今後は海外のサーバを経由している場合であっても、日本の特許権を侵害すると判断される可能性も十分に考えられるため、日本の特許権を侵害しないかどうかの判断はより一層慎重に行う必要があると考えられます。一方、ネットワーク型システムに関する特許権の取得を検討している事業者としては、本判決で示された考慮要素を踏まえ、システムを構成する要素のうち国内に存在するもの（ユーザの端末など）が果たす機能・役割が大きいこと、仮に構成要素の一部（サーバ等）が国外に設けられたとしても、システムの利用によって発明の効果の重要な部分が国内で発生することなどの手掛かりとなるような記載をクレーム等において示すことができればより望ましいといえるでしょう。

2. 第三者意見募集制度について

また、本判決は、2021年特許法改正により導入された第三者意見募集制度（特許法105条の2の11）が初めて実施された判決である点にも意義があります。本判決において、同制度により募集された意見書のうちの一部は、Yらが自らの主張の根拠とするための証拠として提出されており、本判決においてもYらの主張を記載する箇所で触れられているものの、当該意見書に基づくYらの主張は結局排斥されており、証拠として提出された当該意見書が本判決にどのような影響を与えたかは必ずしも明らかではありません。今後も、第三者意見募集制度により提出された意見書が、判決にどのような影響を及ぼすかについては、個別の事案に応じて関心と呼ぶことになるでしょう。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『第 5181 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「ChatGPT 等の「Generative AI」を金融機関が活用する際の法律留意点～大規模言語モデル・画像生成 AI 等、有効活用のポイント～』

開催日時 2023 年 8 月 10 日（木）13:30～15:30

講師 田中 浩之

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『競争法先端実務研究会「生成 AI（ChatGPT 等のジェネレーティブ AI）を活用した事業活動と独禁法／競争法・競争政策』

開催日時 2023 年 8 月 25 日（金）17:30～18:30

講師 高宮 雄介

主催 競争法先端実務研究会
- セミナー 『～3 時間で理解する！～企業における ChatGPT を含む生成系（ジェネレーティブ）AI 活用の法務実務～利用態様を踏まえて基礎から実務上のポイントを詳説～』

開催日時 2023 年 9 月 4 日（月）14:00～17:00

講師 田中 浩之

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『リーガル・リサーチの実践手法と 2023 年の最新事情』

開催日時 2023 年 9 月 6 日（水）15:00～17:00

講師 中村 智子（図書担当）

主催 株式会社商事法務
- セミナー 『Web3・NFT・メタバース』

開催日時 2023 年 9 月 11 日（月）19:45～21:00

講師 増田 雅史

主催 筑波大学大学院 人文社会ビジネス科学学術院 ビジネス科学研究群
- セミナー 『企業によるジェネレーティブ AI（Chat GPT など）の利用をめぐる法律問題～大規模言語モデル・画像生成 AI 等の利用にあたっての実務上のポイント～』

視聴期間 2023 年 9 月 15 日（金）10:00～2023 年 10 月 16 日（月）17:00

講師 田中 浩之

主催 株式会社プロネクサス

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

- セミナー 『第 5201 回金融ファクシミリ新聞社「リーガルリサーチの基礎知識とデータベース活用のためのポイント」』
- 開催日時 2023 年 9 月 21 日（木）13:30～15:00
- 講師 中村 智子（図書担当）
- 主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

- 論文 「〈Robotics 法律相談室第 93 回〉言語生成 AI に関する著作権法の問題とは」
- 掲載誌 日経 Robotics 2023 年 5 月号
- 著者 岡田 淳、舘 貴也
- 論文 「個人情報保護をめぐる実務対応の最前線（第 14 回） プライバシーガバナンス（2）」
- 掲載誌 NBL No.1240
- 著者 岡田 淳、北山 昇、小川 智史
- 論文 「Mondaq Comparative Guides - Cybersecurity - Japan Chapter」
- 掲載先 Mondaq Comparative Guides - Cybersecurity - Japan Chapter
- 著者 田中 浩之、蔦 大輔、嶋村 直登
- 論文 「Japan - Cookies & Similar Technologies」
- 掲載誌 OneTrust DataGuidance 2023 年度版
- 著者 岡田 淳
- 論文 「私法上の法律関係に即した課税論から国税庁「NFT に関する税務上の取扱いについて」を読み解く」
- 掲載誌 NBL No.1242
- 著者 大石 篤史、増田 雅史、原田 昂、間所 光洋（共著）
- 論文 「公正取引委員会競争政策研究センター第 21 回国際シンポジウムの開催について」
- 掲載誌 月刊公正取引 No.871
- 著者 増田 雅史（共著）

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

- 論文 「The Financial Technology Law Review Sixth Edition - Japan Chapter」
掲載誌 The Financial Technology Law Review Sixth Edition
著者 岡田 淳、堀 天子、飯島 隆博（共著）
- 論文 「Laws Affecting IP Licensing - Japan」
掲載誌 les Nouvelles June 2023
著者 齋藤 浩貴
- 論文 「〈Robotics 法律相談室第 95 回〉生成系 AI と個人データ保護について 欧州ではどのような議論がされているか」
掲載誌 日経 Robotics 2023 年 7 月号
著者 岡田 淳、館 貴也（共著）
- 論文 「個人情報保護をめぐる実務対応の最前線（第 15 回） AI と個人情報・プライバシー」
掲載誌 NBL No.1244
著者 岡田 淳、北山 昇、小川 智史（共著）
- 論文 「システム障害における責任論」
掲載誌 NBL No.1244
著者 田中 浩之
- 論文 「発信者情報開示請求の対象となる情報に電話番号を追加する省令改正前に行われた電子掲示板への投稿について、省令改正後に電話番号の開示請求をすることの可否（最二小判 R5.1.30）」
掲載誌 ジュリスト No.1586
著者 呂 佳叡
- 論文 「インターネット上のロコミの削除請求 ーその法律構成について」
掲載誌 ジュリスト No.1586
著者 内田 貴
- 本 『ChatGPT の法律』（2023 年 6 月刊）
出版社 株式会社中央経済社
著者 田中 浩之（共著）

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

- 論文 「パネルディスカッション ChatGPT と生成 AI に関する法的倫理的課題」

掲載誌 NBL No.1245

著者 田中 浩之
- 論文 「相談室 Q&A 会社法務 ChatGPT など話題の対話型 AI を社内利用する際の検討ポイント」

掲載誌 企業会計 Vol.75 No.8

著者 増田 雅史
- 論文 「〈特集〉対話型 AI が変える金融：生成 AI のリスクを巡る規制の動きは今後活発に」

掲載誌 週刊金融財政事情 No.3502

著者 岡田 淳
- 論文 「個人情報保護をめぐる実務対応の最前線（第 16 回・完）個人情報保護法のあるべき姿と現在地」

掲載誌 NBL No.1246

著者 岡田 淳、北山 昇、小川 智史、松本 亮孝（共著）
- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Data Protection 2023 - Japan Chapter」

掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Data Protection 2023

著者 林 浩美、湯川 昌紀（共著）
- 論文 「ブロックチェーン法律実務の基礎と最新動向—暗号資産規制から NFT まで—」

掲載誌 日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題 令和 4 年度研修版

著者 増田 雅史

NEWS

- **Benchmark Litigation Asia-Pacific 2023 において高い評価を得ました**

Benchmark Litigation Asia-Pacific 2023 年版において、当事務所および当事務所のバンコクオフィス（Chandler MHM Limited）がすべての分野において高い評価を受けました。さらに当事務所の 4 名の弁護士が高い評価を受けております。

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

分野

JAPAN

- ・ Commercial and transactions
- ・ Intellectual property
- ・ International arbitration
- ・ White collar crime

THAILAND

- ・ Commercial and transactions
- ・ Intellectual property
- ・ Trade and customs
- ・ Government and regulatory
- ・ Labor and employment

弁護士

JAPAN

- ・ Commercial and transactions
Litigation Star : 関戸 麦
- ・ Intellectual property
Litigation Star : 三好 豊
- ・ White collar crime
Future Star : 山内 洋嗣

THAILAND

- ・ Commercial and transactions
Litigation Star : ナティー・シーラチャルアン

➤ **ALB Asia IP Rankings 2023 において高い評価を得ました**

Asian Legal Business (ALB) 2023 年 5 月号の Asia IP Rankings 2023 において、当事務所は Japan Domestic の Patents 部門および Copyright & Trademarks 部門において高い評価 (Tier 1) を得ました。

➤ **Benchmark Litigation Asia-Pacific Awards 2023 にて受賞しました**

Benchmark Litigation Asia-Pacific Awards 2023 の JURISDICTIONAL AWARDS において、当事務所は JAPAN FIRM OF THE YEAR を受賞しました。

➤ **ALB Japan Law Awards 2023 にて受賞しました**

トムソン・ロイターグループの国際的法律雑誌である ALB (Asian Legal

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

Business) による ALB Japan Law Awards 2023 において、LAW FIRM CATEGORIES にて Technology, Media and Telecommunications Law Firm of the Year を、DEAL CATEGORIES にて Technology, Media and Telecommunications Deal of the Year (Hitachi Disposition of Hitachi Metals) を受賞しました。

➤ **IAM Patent 1000: The World's Leading Patent Professionals 2023 にて高い評価を得ました**

IAM Patent 1000: The World's Leading Patent Professionals 2023 において当事務所は Gold Band の評価を受け、litigation 及び transactions の分野で最上位グループにランキングされました。また、当事務所の以下の弁護士も各分野で高い評価を受けました。

- ・ Individuals: Litigation 三好 豊、小野寺 良文、岡田 淳、上村 哲史
- ・ Individuals: Transactions 岡田 淳

➤ **札幌オフィス開設のお知らせ**

今般、当事務所は、札幌オフィスを開設することといたしましたので、お知らせいたします。

当事務所は、現在、北海道の案件につきましても、東京をはじめとする国内各拠点においてリーガル・サポートを提供しておりますが、企業法務を中心とした分野において、より近接した拠点からのサポートを期待するとの声をいただいております。当事務所は、このようなご要望・ご期待にお応えして、きめ細やかなサポートを行うべく、今般、北海道札幌市に新たな拠点を設けることといたしました。

札幌オフィスには、M&A、会社法関連業務、スタートアップ等において豊富な経験を有するパートナーである立石 光宏 弁護士及びアソシエイト弁護士が所属いたします。

札幌オフィスは、他の国内拠点（東京、大阪、名古屋、福岡及び高松）及び海外拠点（北京・上海・シンガポール・バンコク・ヤンゴン・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタオフィス及び 2023 年秋の業務開始を予定しておりますニューヨークオフィス）、並びにその他の国の提携法律事務所等と密に連携をとりながら、M&A・スタートアップ・事業承継・危機管理・ファイナンス・訴訟・事業再生・クロスボーダー取引をはじめとする幅広い分野において最先端のリーガル・サポートを提供し、北海道の経済発展に微力ながら寄与して参る所存です。

札幌オフィスの開設については、開設に必要な諸手続を経た上、2023 年 9 月

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

又は 10 月のスタートを目指しております。開設日・開設場所等の詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

※札幌オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として開設する予定です。

➤ ジャカルタオフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 ジャカルタオフィス* (*提携事務所) は、この度、2023 年 7 月 25 日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先：

Treasury Tower 2F, SCBD, Lot 28 District 8,
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53, Senayan, Kebayoran Baru,
Jakarta Selatan, Jakarta 12190, Indonesia
TEL : +62-21-3020-0222

※オフィスの TEL に変更はございません。

業務開始日：

2023 年 7 月 25 日 (火)

➤ インドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンスサービスの開始について

森・濱田松本法律事務所は、インドネシア・ジャカルタにおいて、本年 7 月までインドネシア投資省 (BKPM) ジャパンデスク担当として活動をしていた本間 久美子 氏 (以下「本間氏」) を迎え、ストラテジック・インテリジェンスサービスの提供を開始することを決定いたしました。

ストラテジック・インテリジェンスサービスとは、インドネシア現地の政治・経済・各種統計情報等をインドネシア語の一次情報から収集し、当該情報を多面的に分析すること、当該分析結果を当地事情も踏まえて立体的に提供しつつ、必要に応じた政府機関への働きかけについてもサポートすることを内容としたサービスとなります。

インドネシアでは、既存事業拡大や新規事業開始等の経営戦略を検討する際に、必ずしも文字化されていないインドネシア政治・経済・業界動向の動きを把握することや、散逸している情報を統合し、多角的な分析を行うことは必ずしも容易ではありません。ストラテジック・インテリジェンスサービスは、このようなお悩みを持たれているクライアントの皆様のニーズにお応えし、インドネシアにお

MHM INTELLECTUAL PROPERTY NEWSLETTER

ける経営戦略の検討と実行に活かしていただくためのサービスとなります。

ストラテジック・インテリジェンスサービスは、インドネシアでの日本政府機関等での職務経験が長く、また、直近では BKPM ジャパンデスクとしてインドネシア政府側にも入って活動をしてきた本間氏が中心となり、ジャカルタオフィスと一体となって提供させていただきます。本間氏はインドネシア語も堪能であり、日本政府機関・インドネシア政府の立場から、各種産業データを始めとするインドネシアの政治経済動向を長年に亘って取り扱っているプロフェッショナルです。

ストラテジック・インテリジェンスサービスは、従来の法務サービスに追加される新たな形のサービスであり、この機能の追加により、ジャカルタオフィスが提供する法務サービスについても、法令改正等の背景にある政治経済状況や業界動向をより深く理解した上で、更に深い法務アドバイスの提供をさせていただきます。

今後も、ジャカルタオフィスと本間氏が一体となって、クライアントの皆様のインドネシアにおける、Firm of Choice となれるよう、更に尽力して参ります。

ストラテジック・インテリジェンスサービスの業務開始は、本年 8 月下旬を予定しておりますが、改めて開始時にはお知らせをさせていただきます。

【本間 久美子 氏略歴】

バンドン工科大学において 4 年間博士課程の研究を行い、その後、インドネシアにおいて日本国大使館及びジャカルタジャパクラブ（日本商工会議所）にて執務（2014 年～2019 年）。2019 年から 2023 年 7 月まで JICA 専門家として BKPM ジャパンデスク担当として活動。比較文明学博士（立教大学）。